

～まちが人を育て、人がまちをつくる～

# 逗子市議会議員

# さぎさか ゆうじ 活動レポート vol.9

～無所属で活動中～



## ■さぎさか ゆうじ(匂坂祐二) プロフィール■

1970年2月14日生まれ A型 42歳 逗子市沼間1-8-2

沼間小学校卒業・逗子中学校卒業・私立横浜商工高等学校卒業(有)匂坂豊店入社  
07年逗子市商工会青年部部長・08,09年沼間小PTA会長、08年逗子市PTA連絡協議会会長・神奈川県PTA協議会常任理事・10年(社)逗子葉山青年会議所理事長  
家族構成: 妻と長女(中学2年)次女(小学2年)長男(保育園年長) 2010年3月に行われた、市議会議員選挙にて初当選 議会報編集委員会委員長 現在、総務常任委員会副委員長、基地対策特別委員会、議会運営委員会 所属会派 市政クラブ

## 平成24年 第4回定例会報告

第4回定例会が12月6日～19日に行われました。今回の定例会では、補正予算(特別会計含む)が全会一致で了承

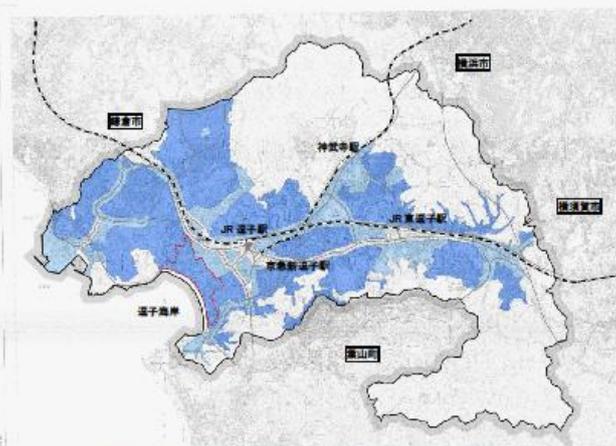
されました。主な議案としては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する国の法律」が成立し、国や県からの権限移譲に伴い、それらに関わる条例制定の議案が多数提出されました。(全て了承)その他、条例の一部改正や13件の陳情審査が行われました。私の今回一般質問では、最低敷地面積基準の導入について・行財政改革、防災・災害対策、放置自転車対策、市営住宅の空き駐車場の活用、東日本大震災被災地支援について取り上げました。

## ～新たなまちづくりのルール～ 建築物の敷地面積の最低限度の導入には十分な市民合意が必要!

逗子市において、300㎡未満の条例適用対象外となる行為により、大きな屋敷が細分化され、比較的小規模な住宅が密集して建ち並ぶようになり、歴史的なおもむきある街並みなどの質の高い良好な住環境が損なわれつつあります。敷地の細分化による住環境の悪化を防ぐ手法として、都市計画法による最低敷地面積の導入を検討してきました。市は平成26年度に制度導入を目指しています。昨年の秋に検討案が示され、説明会、パブリックコメントを実施して市民から意見徴収をなされました。しかし、説明会の参加者数も少なく、市民への周知がまだできていない状況にあると考えます。この制度が導入されると、建築物の敷地面積の最低限度を140㎡(約46坪)に指定した地区の場合、敷地面積270㎡(約90坪)の土地に2分割して家が建てられないこととなります。この制度導入にあたっては、市は一定の過程を経て、実施してきていると思いますが、財産権の問題等、多くの市民に影響を及ぼすこととなります。

「豊かな生活の実現」「質の高い環境や街並み」には、賛同するところですが、制限値が妥当なのか、全市的に進めていくべきなのか、まだまだ課題が多いと考えます。

敷地面積の最低限度の検討案



図面表示	制限値(案)	用途地域	容積率	建ぺい率
■	140㎡	第一種低層住居専用地域	100%	50%
			100%	40%
			80%	40%
			60%	20%
			200%	60%
■	110㎡	第一種中高層住居専用地域	200%	60%
		第二種中高層住居専用地域	200%	60%
		第一種住居地域	200%	60%
		第二種住居地域	200%	40%
		第二種住居地域	200%	60%

※第一種住居地域のうち制限値140㎡を指定する区域は、逗子市まちづくり条例施行規則で規定する「別に定めるところ」(新宿一丁目、新宿二丁目、新宿三丁目の一部、新宿五丁目の一部及び逗子六丁目の一部)を予定しています。

